NIPT 等の出生前検査に関する専門委員会運営細則（案）

（目的）

第１条　この細則は、こども家庭審議会科学技術部会運営細則（令和５年５月 19 日こども家庭審議会科学技術部会長決定）第１条に基づき設置される NIPT 等の出生前検査に関する専門委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、同細則第九条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

（委員会の組織等）

第２条　委員長は、必要があるときには、適当と認める者を参考人として委員会に招致し、意見を求めることができる。

２　委員長は、専門の事項について検討を行うため、必要があるときは委員会の下に作業班を置くことができる。

（議事の特例）

第３条　緊急その他やむを得ない事情のある場合は、委員長の認めるところにより、文書その他の方法により委員会の議事を行うことができる。議題の内容から合理的に判断して、委員会を招集して審議する必要がないと委員長が認める場合も同様とする。

２　前項の場合においては、委員長は、その議事について、次に招集する委員会において報告しなければならない。

（委員会の庶務）

第４条　委員会の庶務は、こども家庭庁成育局母子保健課において総括し、及び処理することとする。

（雑則）

第５条　この細則に定めるもののほか、委員会及び作業班の運営に必要な事項は、委員長が定める。